

関係機関への意見書の提出が委員会提出議案として提案され可決されました。また、議員発議より2案件の決議が可決されました。主な内容は次のとおりです。

#### 意見書第1号

介護保険要支援者への保険給付の継続を求める意見書

#### 要旨

現在実施されている「要支援者（要支援1・2に認定された方）に対するサービス」を変えることなく、介護予防給付で継続すること。

改正案により市町村へ移行された場合、サービスの低下及び不均一化、公平性が維持できなくなることが懸念されるための意見書。

#### 本文

現在見直しを検討されている介護保険制度において、これまで要支援者に介護予防給付で行ってきたサービスを、介護予防給付から切り離し、市町村が実施する「地域支援事業」に移行することが検討されている。

「地域支援事業」は実施主体

足・偏在対策の解消、緊急医療の確保・充実、自治体病院への財政措置支援を行うよう強く要望する意見書。

#### 本文

地域医療は、新医師臨床研修制度の導入以来、深刻な医師不足や偏在により非常に厳しい状況におかれている。新

医師臨床研修制度は、地域医療の充実を図るため制度の改正がおこなわれたところであるが、地域医療現場においては、医師不足、偏在を更に助長

する結果となっている。地域医療の役割は、高齢化が進む現状にあつて、益々重要になつている。特に、地域医療の重要な担い手である自治体病院は危機的な状況におかれ、

この危機的な状況は、憲法が国民に保障する居住の自由をも侵しかねないと危惧される。住民が安心して必要な医療

を受けられるよう国において下記の事項を実現されるよう強く求める。

#### 要旨

#### 意見書第2号

地域医療再生に関する意見書

#### 要旨

飛騨市民病院の医師・看護師不足が危機的状況との認識のもと、国に対して医師不

るため、医学部定員の更なる増員と指導体制の充実を図ること。

(2) 医師の地域偏在を是正するため、医学部入学定員の地域枠を更に拡大すること。

(3) 医師に対して臨床研修終了後、一定期間、地域医療への従事を義務付けるなど、抜本的な対策を講ずること。

(4) 都道府県域を越えた実効性のある医師派遣制度を確立すること。

(5) 医師の診療科の偏在を改善するため、診療科ごとにバランスのとれた医師育成方を講ずること。特に、医師不足が深刻な産科、小児科、外科、

整形外科、麻酔科等については、医師確保のための緊急的かつ実効性のある支援策を講ずること。

(6) 医師の負担軽減を図るため、看護師、助産師等医療従事者、介護福祉士及び医師事務作業補助者の必要人員確保と養成のための財政措置を

拡充すること。

#### 2 緊急医療の確保、充実について

(1) 緊急医療体制について、緊急患者の受け入れ不能という事態を防止することはもとより、その確保、充実を図ること。

(2) 周産期医療及び小児緊急医療について、医師確保と地域への均衡ある配置の実現を図るとともに、医療体制充実のための財政措置を講ずること。

#### 3 自治体病院への財政措置について

(1) 地域医療を担う自治体病院の経営基盤安定のため、特に過疎地の高度特殊医療、産科、小児科、救急医療に対して、地方交付税措置等の拡充強化を図ること

(2) 自治体病院における勤務医確保のため、過重労働の解消等勤務環境の是正、勤務実態を踏まえた処遇改善等にかかる財政支援措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

## 意見書

地方公共団体の公益に関する事件に関し、議会が地方公共団体の機関としての議会の意思を意見としてまとめた文書のことをいう。

## 附帯決議とは

議会または委員会における審議の対象物である事件の議決にあたって、その事件について、付随的につけられる意見または要望の決議のことをいう。

### 発議第1号

産業廃棄物処理施設（管理型最終処分場）の設置に反対する決議

## 要旨

建設予定地は、最上流部に位置することから水が汚染された場合の影響は甚大となる。また、管理型最終処分場といってもその不安を取り除くことはできないため、処理施設の設置に反対する。

現在、飛騨市の一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物（家庭廃棄物という）と事業活動に伴って生じた廃棄物で産業廃棄物以外のもの（事業系一般廃棄物という）は、市のクリーンセンターで焼却処分されている。また、焼却

## 本文

産業廃棄物処理施設（管理型最終処分場）の設置に反対する決議

すごうテック株式会社は、飛騨市古川町数河字猪ヶ森地区に産業廃棄物処理施設（管理型最終処分場）の設置を計画し、岐阜県からその設置許可を得るため平成25年12月25日付で事業計画書を岐阜県へ提出し協議に入った。

当該地は、最上流部に位置することから、産業廃棄物処理施設の設置により下流部への影響が懸念される。特に、水が汚染されるとその影響は甚大とならざるを得ない。また、管理型の最終処分場といえどもその懸念を払拭することはできない。

飛騨市議会は、飛騨市民憲章に掲げる「美しい自然を大切にし、うるおいのあるまちづくり」の理念を子々孫々へ引き継ぐため、今回計画されている産業廃棄物処理施設の設置に反対することを決議する。

廃棄物は、人間生活の営みによってどこでも発生し、こ

平成26年2月25日

飛騨市議会

### 発議第2号

予算に対する附帯決議

## 要旨

市が管理するほとんどの財産は、合併前の旧町村から引き継いだものである。これらの中には活用方針がはっきりしないものが見受けられる。また、今後の市財政は厳しくなることが予想されるため、維持管理の観点から市財産の見直しを行い、今後の活用方針を明らかにすること。

現在、借用している施設等が必要なものは原則として買い上げ適正に管理する。不要なものは返還する。また、貸し付けている土地及び建物は、借り受け者に売却する。活用する見込みがない不必要な財産は処分する。

※国・県・医療関係・福祉関係へ貸与しているものは除く